

総務常任委員会記録

令和2年 第4回定例会	
1 日 時	令和2年7月21日（火） 午前10時00分 開会 午前11時35分 閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出席委員	大 貫 毅 委員長 小 島 実 副委員長 宇賀神 敏 委員 横 尾 武 男 委員 鰐 原 一 男 委員 大 島 久 幸 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	小 杉 課長 湯 澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

総務常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
総務部	総務部長	糸井 朗	8名
	総合政策課長	篠原 宏之	
	鹿沼営業戦略課長	益子 則男	
	人事課長	佐藤 靖	
	情報政策課長	大貫 陽子	
	危機管理監兼危機管理課長	矢口 正彦	
	危機管理課長補佐兼危機管理係長	高久 治勇	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
財務部	財務部長	南雲 義晴	4名
	財政課長	秋澤 一彦	
	公共施設活用課長	星井田 敬	
	税務課長	日向野久仁子	
消防本部	消防長	黒川 純一	4名
	消防総務課長	星野 富夫	
	地域消防課長	臼井 賢	
	警防救急課長	渡邊 靖	
合 計			16名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第41号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））
- 2 議案第44号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例等の一部改正）
- 3 議案第45号 専決処分事項の承認について（鹿沼市都市計画税条例の一部改正）
- 4 議案第48号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号））
- 5 議案第49号 専決処分事項の承認について（基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）
- 6 議案第51号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第2号））
- 7 議案第53号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）について
- 8 議案第56号 物品購入契約の締結について
- 9 議案第81号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について

令和2年第4回定例会 総務常任委員会概要

○大貫委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

今回は、常任委員会室の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。

このため、必要に応じ、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案9件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第41号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長の秋澤と申します。どうぞよろしく願います。

それでは、議案第41号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、関係予算の主な内容について、ご説明をいたします。

お手元にですね、「補正予算に関する説明書」、表紙に「令和元年度補正予算に関する説明書」と入っているものをご用意いただければと思います。

そちらの一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の1款「市税」、1項2目「法人」8,303万4,000円の減につきましては、企業業績の低迷により、最終調定額の減額が見込まれることが主な要因であります。

中ほどの、4項1目「市たばこ税」4,240万4,000円の増につきましては、昨年10月からのたばこ税増税の影響等も鑑み、売り渡し本数の減少を見込んでいたものの、減少幅が見込みよりも少なかったことが主な要因であります。

一つ飛びまして、2款「地方譲与税」から7ページの11款「地方交付税」、こちらまでは、それぞれ交付額の確定による補正となっております。

その主な内容であります、まず、5ページをお開きください。

中ほどの、6款「地方消費税交付金」1億2,068万3,000円の減につきましては、こちらは交付決定によるもので、国内の消費動向の推移を反映したものと考えられますが、昨年10月からの税率引き上げがあったものの、前年度決算額と比較しますと、1億426万3,000円、5.4%の減となっております。

次に、一つ飛びまして、8款「自動車取得税交付金」862万2,000円の増につきましても、交付決定によるものであります、昨年10月の消費税率の引き上げに伴い、取得税自体が廃止となりましたので、前年度決算額と比較しますと、8,043万2,000円、55.5%の減となっております。

次に、7ページをお開きください。

11款「地方交付税」6億2,996万6,000円の増につきましては、「特別交付税」の交

付決定によるものでありますが、令和元年東日本台風に伴う災害復旧分が加算されたことから、前年度の特別交付税決算額と比較しますと、5億9,671万4,000円、101.6%の大幅な増となっております。

9ページをお開きください。

一番下になりますが、16款「県支出金」、2項1目「総務費県補助金」の説明欄の2行目「市町村総合交付金事業費県補助金」336万2,000円の増につきましては、権限移譲に関する事務などに対しての県の補助決定に伴う増であります。

続きまして、11ページをお開きください。

こちら中ほどの3項1目「総務費委託金」709万2,000円の減であります。説明欄の2行目、「県税徴収費委託金」につきましては、県民税の徴収取り扱い事務に対する実績に伴う減、また、一つ下の「基幹統計費委託金」につきましては、平成31年度農林業センサス等の調査に係る事務実績に伴う減であります。

次の段の17款「財産収入」、2項1目「不動産売払収入」の説明欄の1行目「不動産売払収入」3,522万7,000円の減につきましては、昨年度26件分の不動産売り払い実績に伴うものであります。

次の段、18款「寄附金」、1項1目「総務費寄附金」333万9,000円の減につきましては、説明欄の「一般管理費寄附金」及び「ふるさとかぬま寄附金」の受け入れ実績によるものであります。

続きまして、13ページをお開きください。

2段目、21款「諸収入」、4項3目「雑入」の説明欄の2行目「ケーブルテレビ負担金収入」700万円の減につきましては、令和元年東日本台風災害に伴う旧栗野庁舎の発電機更新工事について、当初、市の発注工事として予定していたものが、鹿沼ケーブルテレビの発注工事に見直しとなったことから不要となり、減額をするものであります。

次の段、22款「市債」1項4目「消防債」180万円の減につきましては、板荷地区の消防団第8分団第3部の車庫新築工事の実績に伴うものであります。

次に、15ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上、2款「総務費」、1項1目「一般管理費」の説明欄、「防災対策推進費」1,490万円の減につきましては、令和元年東日本台風災害に伴う被災家屋の応急修理、被災者への生活必需品の給付などに係る費用について、実績見込みにより減額をするものであります。

次の、3目「行政情報システム管理費」の説明欄、「行政情報ネットワーク管理事業費」1,200万円の減につきましては、台風災害に伴う旧栗野庁舎の発電機更新工事について、先ほど申し上げましたとおり、市の発注工事から鹿沼ケーブルテレビの発注工事に見直しとなったため、工事費から負担金への組み換えを行うものであります。

次の、8目「財産管理費」の説明欄、「財政調整基金積立金」6億円の増につきましては、今後の円滑な財政運営のために積み立てるもので、令和元年度末の基金残高見込みは、35億3,386万3,000円となっております。

次に、少し飛びまして、27ページをお開きください。

一番下の14款「予備費」3億7,985万3,000円の増につきましては、歳入歳出の調

整額を計上したものであります。

以上で、「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 私のところにはマイクがあったから、一番先に質問します。

あ、大島さんところにもあった。申し訳ない。いいですか。

（「どうぞ」と言う者あり）

○鰐原委員 では、10 ページで、市町村総合交付金事業費県補助金が増えましたね。336万2,000円、その説明で、権限移譲があったのだという説明でしたけれども、どのような権限の移譲があったのかをご説明願いたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質問なのですけれども、こちらの市町村総合交付金なのですが、こちら、県のほうで、地方分権及び行政改革推進の観点から、県が市町村に対して交付する交付金で、こちらのその権限移譲の部分以外に、子供、妊産婦、ひとり親家庭医療費助成の事務費分等の16項目にわたっての交付金の総額となっております。

それで、権限移譲に関する部分につきましては、特に項目がこれだということではないのですけれども、特にその中でも、都市計画法における開発許可届、これが当初見込みよりも申請件数が伸びたというような実績がございました。

その関係が大きな要因になっているかと思えます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 ご質疑ございますか。鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。16項目、県から権限が移譲されていると。

その中には、妊婦云々という話もありましたけれども、開発許可の件数が増えていたという説明もございました。

どういうことで、鹿沼は開発許可が増えているのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質問の前に、1点訂正させていただければと思うのですけれども、先ほど申し上げました16項目というのは、権限移譲にかかわる部分というのが、その中の1項目です。

16項目の権限移譲があったわけではなくて、その他に、先ほど申し上げました子供・妊産婦の医療費に関する事務費分、また、そのほかにも、交通教育指導員に係る事務費分といったものが、この項目の中には入っております。

それで、ご質問の、この都市計画法に関する部分なのですけれども、こちらにつきましては、前回のこの権限移譲に係る部分のこの交付金の総額が1,380万円ほどございます。

その中で、大きな数字を占めているものが、この都市計画法の許可申請にかかわるもの、これが520万円ほど占めておりますが、申し訳ありません。この開発許可申請の中

身につきましては、具体的なところは把握しておりません。こちらについてはちょっと答弁のほうは控えさせていただきますが、以上でございます。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。また、後でわからないことがあったら、お聞きしましょう。ありがとうございました。

○大貫委員長 ほかに質疑ございませんか。
よろしいですか。

(「結構です」と言う者あり)

○大貫委員長 では、鰐原委員。

○鰐原委員 12 ページの、総務費の委託金が減っていますね。これは県民税のそのまま額が減ったから、その額に応じて、こういう委託金も減るのですか。県からの総務費の委託金。12 ページね。

それと基幹統計費の委託金は、農林業センサスの委託金が 531 万円減っていますね。

これ、どういう理由で、こういう委託金というのは、最終的に調整されて、減ってしまうものなのですか。ご説明願いたいと思います。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願ひいたします。

県税徴収委託金につきましては、市民税、県民税ともに、市が徴収しておりますけれども、県が行うべき業務を肩代わりしているということで、県から手数料が支払われております。

その支払いは年に 4 回行われておまして、こちらのほうが当初の見込みとして、1 億 6,507 万 4,000 円を見込んでおりましたが、4 回の支払いが県からありまして、こちらの支払いが 1 億 6,329 万 6,691 円であったため、177 万 8,000 円減としたものです。

それは、平成 31 年度の実績が確定したものによります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 統計はどちらが、統計委託金。

篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

農林業センサスの調査に伴う事務実績の減なのですけれども、申し訳ありません。調べてお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 はい、結構です。それ、あとで。

○大貫委員長 あとで。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 はい。では、鰐原一男委員。

○鰐原委員 それと、これ最後だからあれなのですけれども、14 ページで、栗野庁舎のやつが、東日本台風で壊れましたね。

それで、ケーブルテレビからいただいたのかな、これは。

ケーブルテレビからの負担金収入があったというふうに捉えていいのですよね。14 ページは。

○大貫委員長 後で正確な説明をお願いします。

○鰐原委員 それで、関連して、16ページの、2,200万円で直そうと市では思っていたのですよね。

だけれども、ケーブルテレビからいただいたので、市の負担分として1,000万円出したと、だから、最初から2,200万円で予算していたものが、1,700万円増えてきたというふうに理解してよろしいのですか。

○大貫委員長 では、執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課の大貫です。よろしくをお願いします。

ケーブルテレビ負担金収入と、それから、工事請負費の関係なのですが、工事請負費として、2,200万円を見込んで計上いたしました。

これは1月の補正予算だったかと思いますが、それで、そのときに、その工事に伴って、ケーブルテレビから、3者おりましたので、水資源機構と鹿沼市とケーブルテレビの3者が工事関係となることになっていましたので、3分の1をケーブルテレビから負担金として預かるという予算を立てました。

ただ、その後、工事としてよりよい方法を考えていったところで、まず、キュービクルと、それから発電機の交換の工事の予定だったのですが、キュービクルのほうは、交換しないということになりました。

それで、そこで、主に発電機を使うケーブルテレビのほうに工事主体となってもらって、ケーブルテレビが工事を発注するというために、鹿沼市の工事請負費2,200万円がゼロとなり、その代わり、ケーブルテレビが工事をしたことに対する負担金として、1,000万円を計上しているものです。

なので、歳入のほうのケーブルテレビ負担金収入700万円は、計上はしたのですが、お金は動いていないということで、そもそもケーブルテレビが工事主体になるので、ケーブルテレビの負担金というものは発生しないということになります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 いいですか、鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、ケーブルテレビがやった工事は、いくらだったのですか。それに対して、市は1,000万円負担したのでしょうかけれども、ケーブルテレビがやった工事費はいくらだったのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課、大貫です。

この工事自体は、この費用自体は繰越明許で承認いただいておりますので、今年度の発注になります。

それで、工事費全体を支払う場合ということで、2,200万円を計上しました。

ですから、今度がかかった費用の半分をケーブルテレビに払うことになりますので、約半分の1,000万円を負担金として計上したものです。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 では、ケーブルテレビがやった工事の2分の1は払いますよという約束なのですね。わかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑ございますか。

（「ありません」と言う者あり）

○大貫委員長 よろしいでしょうか。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 41 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○大貫委員長 異議なしですか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

ここで、執行部の入れ替えを行います。

（執行部入れ替え）

○大貫委員長 それでは、審査を再開いたします。

次に、議案第 44 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市税条例等の一部改正）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願ひいたします。

議案第 44 号 専決処分事項の承認（鹿沼市税条例等の一部改正について）ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税においては、所有者不明土地等について、現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなす制度の拡大、また、個人市民税においては、事業所得等に係る特例適用期限の延長、並びに改元、条ずれ等に合わせた整備を行うものであり、本年 3 月 31 日付で専決処分させていただいたものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表 1 ページをお開きください。

では、まず、第 1 条による改正分といたしまして、よろしいでしょうか。

（「大丈夫」と言う者あり）

○日向野税務課長 第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等の措置を講じるものであります。

次に、3 ページをお開きください。

中段の第 54 条第 5 項につきましては、法第 343 条第 5 項に固定資産税の「使用者を所有者とみなす制度」が規定されたことにより、市は、一定の調査を行ってもなお、固定資産の所有者の存在が一人も明らかにならない場合には、あらかじめ通知した上で、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができるものとしてあります。

次に、5 ページをお開きください。

第74条の3及び第75条につきましては、法第384条の3に規定されました「現に所有している者の申告制度」について、登記簿等に所有者として登記又は登録されている者が死亡した場合、市は、当該土地又は家屋を現に所有している者に、現所有者であることを知った日の翌日から3か月の間に、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができるものとするほか、当該申告に係る所要の罰則を設けるものとしたものであります。

次に、8ページをお開きください。

附則第8条につきましては、法附則第6条第4項の改正によるものであり、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例適用期限を3年延長するものであります。

次に、13ページをお開きください。

附則第17条の2につきましては、法附則第34条の2第5項、第6項の改正に伴うものであり、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例適用期限を3年延長するものであります。

次に、15ページをお開きください。

第2条による改正分につきましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直しを行うため、非課税措置の対象に加える改正規定を削除したものであります。

なお、そのほかにつきましては、改元対応及び法の改正に伴う用語の整理、引用条項の整理等を行うものであります。

以上で、議案第44号 専決処分事項の承認「鹿沼市税条例等の一部改正について」の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっとわからないのでお聞きしますけれども、固定資産の所有者の存在がわからなくなってしまうと。

その場合は、使っている人に税金を掛けるのですよということの説明だったと思うのですけれども、これは、今回の改正で初めてできたことなのですか。前々からあったのですか。お願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。

○日向野税務課長 税務課長の日向野です。

こちらの使用者を所有者とみなす制度のことと思いますけれども、こちらにつきましては、今までも、住基ですとか、戸籍の調査、その他の関係する調査をしております。

それで、現在のところ、相続人が存在するパターンがほとんどでありまして、今のところ、この使用者を所有者とみなす制度というのが、現在のところではないところなのですけれども。

該当することとしましては、今後、外国人が所有している場合で、その外国人の方が死亡した場合、その場合に、例えば、そこに居住している人ということとかが考えられる。例えば、昔の所有者で片仮名登記のもので、相続人がわからない場合等が出てくることかと考えられますが、現在のところは、そういうものが発生しておりません。

以上で説明を終わります。

- 大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰐原委員。
- 鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。
- 大貫委員長 ほかに質疑はございますか。
- ありませんか。よろしいですか。
- 篠原総合政策課長。
- 篠原総合政策課長 お許しいただければ、先ほどの鰐原委員の質問のご回答をさせていただければと思うのですが、委員長、よろしいでしょうか。
- 大貫委員長 では、お願いします。
- 篠原総合政策課長 先ほどの令和元年度補正予算に関する説明書の12ページ、県支出金の統計費委託金のうち、統計調達費委託金531万4,000円の減につきまして、秋澤財政課長の説明で、農林業センサス等の調査に係る事務実績に伴う減という説明だったのですが、私からは補足をさせていただきたいと思うのですが、令和元年度に実施をした、経済センサス基礎調査、全国家計構造調査並びに農林業センサス等の実績に伴う減という内容でございます。
- 以上で説明させていただきます。ありがとうございます。
- 大貫委員長 では、ちょっと戻りますけれども、鰐原委員、よろしいですか。
- 鰐原委員 わかりました。
- 大貫委員長 では、また、第44号 専決処分事項に戻ります。
- 質疑よろしいですか。ございませんか。
- そうしましたら、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
- 議案第44号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 大貫委員長 ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第44号については、原案どおり承認することに決しました。
- 次に、議案第45号 専決処分事項の承認について(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)を議題といたします。
- 執行部の説明をお願いします。日向野税務課長。
- 日向野税務課長 税務課長の日向野です。よろしくお願ひいたします。
- 議案第45号 専決処分事項の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」ご説明いたします。
- 今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、本年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。
- 新旧対照表22ページをお開きください。
- 第2条につきましては、法第349条の3第1項が削除されたことに伴う項ずれによるものであり、また、附則第2項及び第3項につきましては、法附則第15条の各項の加除に伴う項ずれによるものであります。
- なお、そのほかにつきましては、引用条項の整理及び改元対応をするためのものであります。
- 以上で、議案第45号 専決処分事項の承認「鹿沼市都市計画税条例の一部改正について」説明を終わります。

- 大貫委員長 執行部の説明は終わりました。
質疑のある方は順次発言を許します。
質疑ございませんか。よろしいですか。
(「はい、結構です」と言う者あり)
- 大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
議案第 45 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 大貫委員長 よろしいですか。ご異議なしと認めます。
したがって、議案第 45 号については、原案どおり承認することに決しました。
ここで、執行部の入れ替えを行います。
(執行部入れ替え)
- 大貫委員長 それでは、審査を再開いたします。
次に、議案第 48 号 専決処分事項の承認について(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 1 号))のうち、関係予算を議題といたします。
執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- 秋澤財政課長 財政課長の秋澤です。
議案第 48 号 専決処分事項の承認について(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算((第 1 号))のうち、関係予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。
こちらの補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の第 1 次補正予算、こちらが 4 月 30 日に成立したことを受けまして、「特別定額給付金事業」、市民 1 人当たり 10 万円の給付金事業になりますが、これらの緊急対策につきまして、5 月 1 日付で専決補正をしたものであります。
それでは、「令和 2 年度補正予算に関する説明書」、今回、お手元に令和 2 年度分の説明書が 4 冊お配りされているかと思いますが、まず、表紙に一般会計(第 1 号)と入っているものをご用意いただければと思います。
そちらの 3 ページをお開きください。
それでは、まず、歳入についてご説明をいたします。
上から 3 段目、17 款「寄附金」、1 項 1 目「総務費寄附金」の説明欄「一般管理費寄附金」200 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に向け、受け入れを行った寄附金について計上をするものであります。
次の、18 款「繰入金」、2 項 2 目「財政調整基金繰入金」1 億 7,000 万円の増、8 目「新型コロナウイルス対策基金繰入金」400 万円の増につきましては、本市における新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の財源としまして、それぞれ繰り入れを行うものであります。
5 ページをお開きください。
歳出についてご説明をいたします。
上から 2 段目、2 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」の説明欄、「市長給与費」45 万円の減につきましては、市長の 5 月分給与の 50%を、また、その下の「副市長給与費」20 万 3,000 円の減につきましては、副市長の 5 月分給与の 30%をそれぞれ減額をするものであります。

次の、「新型コロナウイルス対策基金積立金」581万6,000円の増につきましては、市長、副市長、教育長給与の減額分及び議長、副議長、議員さんの報酬の減額分に加えまして、受け入れを行いました「一般管理費寄附金」について、新たに「鹿沼市新型コロナウイルス対策基金」を創設し、その原資として積み立てを行うものであります。

少し飛びまして、9ページをお開きください。

9ページの上から2段目、9款「消防費」、1項1目「常備消防費」の説明欄「救急救助費」166万1,000円の増につきましては、救急搬送時における感染防止のため、救急車両に配備する関連資器材を購入するものであります。

一番下、14款「予備費」2,617万8,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を求めます。鰐原委員。

○鰐原委員 6ページですね。市長さんと副市長さんが給与を減らして、基金に積み立ててくれたのだと思うのですけれども、その新型コロナウイルス対策基金というのは、現在高でどのくらいになっているのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それではご質問にお答えしたいと思います。

こちら、この5月1日の時点で、この予算の計上額、積立額としまして、581万6,000円、これを原資として積み立てを行いました。

それで、同時に、この5月1日、専決補正におきまして、400万円の基金取り崩しを行っております。

それで、ただいまなのですけれども、この基金の残高につきましては、現在181万6,000円というふうな金額になっておりますが、こちら、基金設置とあわせまして、寄附の受け入れ、こちらも現在行っているところです。

それで、現在の寄附のほうは、現時点で、一般管理費寄附金のほうで、今回の補正の200万円以外に、170万円の寄附をいただいております。

そのほかに、ふるさと納税の関係で、市外の市民の方からも、32万円の寄附をいただいているところです。

こちらについては、現在、予算上は、市の寄附金という歳入に入っておりますが、今後の補正で、これを基金のほうに積み立てを行いまして、今後、コロナ対策関係の事業の財源として、有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これは余計なことかもしれないのですけれども、私の記憶だと、市長選が終わった後、いつかの時期に、市長の退職金が出るわけなのではございますけれども、それはどんなふうな予算措置になりますか。今回何か出てなかったものですか。

○大貫委員長 直接議案に関係ない。

- 鰐原委員 いや、ここに出るかなと思った。
- 大貫委員長 執行部で、議案に関係ないのだけれども、何かあります。わかります。佐藤人事課長。
- 佐藤人事課長 人事課長の佐藤です。
詳細につきましては、ちょっと手元の資料にございませんので、追って調べまして、ご報告をさせていただきたいと思います。
- 大貫委員長 鰐原委員。
- 鰐原委員 10 ページの救急救助費、166 万 1,000 円で、これ資器材、いろいろなもの、感染防止で買ったのでしょうけれども、どんなものか、内容がわかれば、ご説明ください。
- 大貫委員長 執行部の説明をお願いします。警防救急課長の渡邊課長。
- 渡邊警防救急課長 ご質問にお答えいたします。
先日の一般質問で谷中議員から消防長が答弁した中にあったのですけれども、隔離型傷病者搬送用バッグといいまして、感染症の疑いの患者を体ごと覆う資器材となっております。頭の部分に、包み込んだバッグの中を陰圧にしまして、そこから出た空気をきれいな状態にして、戻すという装置になっております。それを全車、救急車 5 台分装備しました。
以上になります。
- 大貫委員長 鰐原委員。
- 鰐原委員 5 台分だから、1 つ、大体 30 万円ほどなのかな。
- 大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。
- 渡邊警防救急課長 警防救急課長の渡邊です。
金額ですけれども、1 式当たり、単価が税抜きで 25 万 9,600 円です。税抜きの合計額が、合計 5 式で約 130 万円となっております。
そのほかに、交換用のフィルター等の消耗品を購入させていただきました。
以上で、答弁にかえさせていただきます。
- 大貫委員長 鰐原委員。
- 鰐原委員 まあ、いいですけれども、こういう特殊な、こういうふうな感染ウイルスがはやったとあって、こういう資器材が出るわけなのですよ。
そうすると、こういう資器材を扱っているメーカーというのは何社もあるわけなのですか。こういう特別なものだから、1 社でこういうふうにやっているものなのですか。
あらかじめ、消防署のほうには、こういうことがあったら、こういう資器材がありますよというみたいな、カタログが、こういうコロナウイルスみたいなのが出る前から、そういうものはある程度周知されているものなのですか。ご説明願えればと思います。
- 大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。
- 渡邊警防救急課長 質問にお答えいたします。
種類としましては、先日の一般質問のときに、消防長の答弁の中でありました、大きく分けますと、アイソレーターというものと、鹿沼で購入しました簡易的なトランスバッグというものの二種類に分かれるのですけれども、アイソレーターのほうは、1 台当たり 160 万円ぐらいする機械で、コストパフォーマンスを考えて、そちらを鹿沼として

は購入を決めたところなのですけれども、種類につきましては、

(「ずれてるよ」と言う者あり)

○渡邊警防救急課長 はい。

(「答弁がすれている、何社と言ったら、それ何社って」と言う者あり)

○大貫委員長 一応お話を聞かせていただいて、それから私が不足があれば、指導いたしますので、よろしく願いをいたします。

○渡邊警防救急課長 代表的なものは、アイソレーターのほうが3種類ぐらいありまして、こちらの資器材については、この型につきましては、この商品のみとなっております。以上です。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。質疑ございますか。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございました。

○大貫委員長 ほか、質疑ございますか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

(「ないです」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第48号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、原案どおり承認することに決しました。

それでは、ここで執行部の入れ替えを行います。

(執行部入れ替え)

○大貫委員長 それでは、審査を再開いたします。

次に、議案第49号 専決処分事項の承認について(基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長の秋澤です。

それでは、議案第49号 専決処分事項の承認について(基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)について、ご説明を申し上げます。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業の財源に充てるため、市長、副市長、教育長の給与の減額分75万2,000円、また、議長、副議長、議員報酬の減額分306万4,000円、並びに、市への寄附金200万円の合計581万6,000円を原資として、「鹿沼市新型コロナウイルス対策基金」、こちらを新設するものであります。

以上で基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 質疑ございませんか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 49 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 51 号 専決処分事項の承認について(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 2 号))のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長の秋澤です。

それでは、議案第 51 号 専決処分事項の承認(令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 2 号))のうち、関係予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

この補正は、国の 1 次補正予算により創設されました「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、こちらを活用した緊急経済対策等について、5 月 15 日付で専決補正を行ったものでございます。

それでは、お手元に、令和 2 年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計(第 2 号)と入っているものをご用意いただきまして、そちらの 3 ページをお開きいただければと思います。

それでは、まず、歳入についてご説明をいたします。

一番上、14 款「国庫支出金」2 項 1 目「総務費国庫補助金」の説明欄の 2 行目、「地方創生臨時交付金」2 億 9,149 万円の増につきましては、国の第 1 次補正予算に伴う、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、本市への配分額を計上するものであります。

次の、18 款「繰入金」、2 項 2 目「財政調整基金繰入金」1 億 1,000 万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る各事業の財源として、繰り入れを行うものであります。

5 ページをお開きください。

歳出についてご説明をいたします。

一番上、2 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」の説明欄、「防災対策推進費」1,111 万 1,000 円の増につきましては、災害時に開設する避難所での感染症予防のため、サーマルカメラや避難所用間仕切りテント等の防護用品を購入するものであります。

一番下の段、14 款「予備費」90 万 9,000 円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算(第 2 号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 6 ページで、防災対策推進費、避難所にサーマルカメラとか、間仕切りセットかな、そういうものを用意するものだという説明いただきましたけれども、こういうのは、何か所ぐらいの避難所へ、そういう間仕切りなんかは何セットぐらい用意するものなのですか。お願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐兼危機管理係長。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課課長補佐の高久です。

先ほどのご質問にお答えいたします。

基本的には、避難所ですね、48カ所あるのですが、全てに設置する予定です。

また、パーテーションにつきましては、個数的には、まだ足りないのですけれども、これにつきましても、後程、購入して設置する予定としております。

非接触型の体温計なども購入する予定はあるのですが、こちらについては、全部の避難所に購入する予定です。

サーマルカメラにつきましては、3セットの購入なので、そちらにつきましては、非常時の避難所に持ち出せるもので考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑ございますか。鰐原委員。

○鰐原委員 これで、やって、何人ぐらいの避難民を受け入れることができるのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課課長補佐の高久です。

基本的には、昨年、台風19号で被災しました1,275人を想定して、避難所のほう設定しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

引き続き質疑ございますか。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第51号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、原案どおり承認することに決しました。

執行部の入れ替えを行います。

(執行部入れ替え)

○大貫委員長 それでは、審議を再開をいたします。

佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 先ほど議案第48号、鰐原委員からご質問がありました、市長の退職金につきまして、ご説明のほうさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大貫委員長 はい。

○佐藤人事課長 先ほど、鰐原委員からのご質問がございました市長の退職金につきましては、当初予算で計上してございまして、退職金の金額につきましては、1,915万2,000円、そちらのほうを支出のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○大貫委員長 わかりました。

それでは、次に、議案第 53 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長の秋澤です。

それでは、議案第 53 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）についてのうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計（第 3 号）と入っているものをご用意いただきまして、そちらの 5 ページをお開きください。

まず、こちらの補正予算の歳出についてご説明をいたします。

一番上、1 款「議会費」1 項 1 目「議会費」の説明欄「議会運営費」94 万 5,000 円の増につきましては、議員及び議会事務局用のタブレット端末 27 台を導入するものであります。

7 ページをお開きください。

2 段目の 14 款「予備費」34 万 1,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、関係予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○大貫委員長 はい、よろしいですね。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 53 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、執行部の入れ替えを行います。

（執行部入れ替え）

○大貫委員長 それでは、審査を再開いたします。

次に、議案第 56 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 警防救急課長の渡邊です。よろしく願いいたします。

議案第 56 号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

鹿沼市消防署本署に配備しております、高規格救急自動車 1 台の購入に係る指名競争入札を、去る 5 月 27 日に行った結果、栃木トヨタ自動車株式会社鹿沼店が、3,190 万円で落札いたしましたので、本件購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 契約金が3,190万円ということなのですが、こういう特別な車というのは、やっぱり何社ぐらいの入札を行うものなのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 警防救急課長の渡邊です。

ご質問ですが、トヨタと日産の2社で指名競争入札を行わせていただきました。ほかに該当する業者はございません。以上です。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 救急車の高規格の自動車でしょうけれども、中の装備なんかはそんなに変わらないと思うのですけれども、トヨタと日産の差はいかほどだったのか、どういう内容が違っていたのか、ご説明願えればと思います。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 入札時の金額のご質問ですが、日産のほうが2,960万円、トヨタのほうが2,900万円となっていて、税抜きでなっております。以上です。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

それと、こういう高規格救急自動車は、今回購入することになって、何台鹿沼の消防署ではお持ちなのか、ご説明願いたいと。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 警防救急課の渡邊です。

鹿沼市内の救急車は全車、5台ありますけれども、全て高規格救急自動車となっております。

以上で答弁を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、5台のうち、今度のも混ぜて5台ですか。6台になったのですか。5台ですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 現在5台で、年度内に1台納車になりまして、車検期間が残っているので、その間は6台で運用したいと考えております。以上です。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 車検期間が残っていると行って、それがいつまで残っているのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 渡邊です。

来年の10月いっぱいまで残っております。以上です。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、来年の10月までは6台体制でやると。

そうすると、市民もそれだけ安心しますね。

だけれども、その6台からまた減らすという理由がちょっと理解できないのですけれ

ども、どういう理由があつて、そういう減らすことになるのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。星野消防総務課長。

○星野消防総務課長 消防総務課長の星野でございます。

ただいまのご質問にお答えします。

現在、鹿沼市消防本部は、5台の救急車を運用しております。基本台数でございます。

それで、今回、本署の救急車を更新したことになりますので、新しい救急車が配備されれば、古い消防車は、その5台には、本来入らないというふうになりますので、先ほど渡邊がご説明しましたように、車検までは運用ができますよということでございますので、車検が切れれば、その後の運用は本来の基本台数に戻るということでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 車検、わかるのですよ。車検が切れるから、もうそれは古いから使わないのだというのはわかるのですけれども、基本台数5台ということで、市民の要望には十分耐えられるということだと思ふのですね。

ですけれども、その古いというのは、消防署でいう古いというのは、何年ぐらい使ったものは古いというふうになるのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 更新期間の目安なのですが、従来、救急車のほうは8年を目安に更新をいたしておりました。

現在なのですが、それよりは少し延びまして、今回の本署の救急車につきましては、使用頻度が高いので、8年、9年で更新できたのですが、使用頻度の低い救急車については、10年を超えるときもあります。以上です。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。鰐原委員。

○鰐原委員 それ以上はいいです。わかりました。10年目安に新しいのを入れるということですね。それで、5台で、市民の要望には十分応えられるということで、理解しておきます。ありがとうございました。

○大貫委員長 ほかにご質疑ございますか。ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第56号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、原案どおり可とすることに決しました。

執行部の入れ替えを行います。

(執行部入れ替え)

○大貫委員長 それでは、審査を再開をいたします。

次に、議案第81号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長の秋澤です。

それでは、議案第 81 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、関係予算の内容について、ご説明いたします。

この補正は、国の第 2 次補正予算、こちらの成立を受けまして、本市の新型コロナウイルス感染症に係る追加対策について、補正をするものであります。

令和 2 年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計（第 4 号）と入っているもの、こちらの 3 ページをお開きください。

それではまず、歳入についてご説明いたします。

一番上、14 款「国庫支出金」2 項 1 目「総務費国庫補助金」の説明欄の 2 行目、「地方創生臨時交付金」につきましては、国の令和 2 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の本市への交付限度額として、9 億 602 万円が示されたことを受けまして、このうち、本補正予算に計上した歳出事業の財源として、6 億 6,965 万 7,000 円を計上するものであります。

2 段下の、18 款「繰入金」、2 項 2 目「財政調整基金繰入金」2,000 万円の増につきましては、予備費の積み増しを行うため、繰入れを行うものであります。

5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上、2 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」の説明欄「防災対策推進費」4,970 万 2,000 円の増につきましては、災害時に開設する避難所での感染症予防のため、サーマルカメラやワンタッチパーテーション、扇風機等を購入するものであります。

次の、3 目「行政情報システム管理費」の説明欄、「行政情報ネットワーク管理事業費」225 万円の増につきましては、オンライン会議用のウェブカメラ、スピーカーを購入するものであります。

次の、4 目「広報広聴費」の説明欄、「営業戦略費」400 万円の増につきましては、シティプロモーションサイトの構築に当たり、ポストコロナにおける移住希望者に向けた動画作成等の費用であります。

続きまして、7 ページをお開きください。

中段より下の、9 款「消防費」、1 項 1 目「常備消防費」の説明欄、「救急救助費」199 万 3,000 円の増につきましては、感染者の救急搬送等に際し、消毒作業を行うため、除染装置を購入するものであります。

9 ページをお開きください。

一番下の段、14 款「予備費」2,000 万円の増につきましては、コロナ対策等に伴う、緊急・突発的な支出に備え、計上をするものであります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、関係予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大島委員。

○大島委員 2、3 聞きたいのですが、まず、防災対策推進費の避難所の備品については、第 2 号の一般会計予算というのが、約 1,100 万円追加予算で備品を足していたのではないですか。

それでも足りないもので、その約 4、5 倍になる金額がここで、また追加できたという

ことなのですけれども、前の台数プラスこの台数で大分増えたと思うのですけれども、正確にその体温計ですか、サーマルカメラとか、隔離するテント、そういったものの、もう少し詳しい台数とか、教えていただけますか。

○大貫委員長 矢口危機管理監。

○矢口危機管理監 ただいまの大島委員からの質疑につきましては、高久のほうから説明させますので、外で待機しておりますので、入室の許可をよろしく願いいたします。

○大貫委員長 では、お願いします。

(高久危機管理課長補佐入室)

○大貫委員長 高久危機管理課長補佐。課長補佐、高久さん。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。

先ほどのご質問のほうにお答えいたします。

前の予算は、サーマルカメラ3台というのは、主に小中学校をもとに、避難者数が多いところに貸し出しをするというふうなことを考えておりました、後から追加のサーマルカメラ18台につきましては、全てのコミセンと、あと情報センターなどに全て設置させていただくというふうなことで追加の補正をとらせていただきました。

そのほかに、パーティション、ワンタッチパーティションなのですが、やはり単年度、前の予算ですと、少し不足するところもありまして、追加するものとして、ワンタッチパーティションのほうを追加をいたしました。

その際に、扇風機につきましても、全ての避難所に4台ですね、設置するような方向で考えております。

そうしたことで積み上げていきますと、以上のような金額となります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

○大島委員 了解です。

○大貫委員長 では、鰐原委員。

○鰐原議員 申し訳ないですけれども、大島先生、うまくできないので、ちょっと私、わからないもので、引き続き聞かせていただきますけれども、サーマルカメラというのは、各コミセンとか情報センターに入れるというのですけれども、これは総合計で何台になるのか。

そうすると、パーティションは何組になるのか。

扇風機、1カ所で4台というのは、全部で何台になるのかね、そういう細かい数字、ちょっとお知らせください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。

サーマルカメラにつきましては、最初に申し上げた3台と後から追加する18台を入れて、合計で21台になります。

それと、扇風機につきましては、避難所48カ所全て入れますと、合計で158台になります。

ワンタッチパーティションにつきましては、全部で合計しますと、638セットを購入予定しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、この前、多分 1,275 人が避難しても大丈夫なのだという説明を、前の補正ではいただいたのですよね。

そうすると、今後は、これだけの部品を置いておくことによって、何人ぐらいの避難者を受け入れられることになるのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。

すみません、先ほど、ワンタッチパーテーションの数なのですが、638 と言ったのですけれども、今回につきましては、前回で 300 台購入しているということで、今回購入するのは 338 台という形になります。

ワンタッチパーテーションにつきましては、昨年度、令和元年東日本台風の避難所の避難者数の世帯数が 638 世帯ということもありまして、そこから購入のほうの個数のほうを決めていきました。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 何人の避難者を考えている。

(「何人ぐらいか、はい」と言う者あり)

○高久危機管理課長補佐 失礼いたしました。

何人受け入れられるかということなのですが、基本的には、先ほど説明しました避難者数、1,275 人をもとに算出のほうを今回、もとにピック数のほうを考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、1,275 人を受けするためには、今回の補正がないと、受けられないという理解でよろしいのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。

あくまでも、昨年度の台風第 19 号を最大というふうに考えておりました、それ以上の避難者数というのは、今後考える余地もありますが、今のところは、私らのほうは、分散避難ということも考えておりました、そうしたことで、避難者数とかが分散すれば、現在でも避難者数なんかも減ってくるのではないかとということも考えておりますが、できれば、去年の算出した避難者数をもとに、今回の予算のほうを通していただければというふうなことでは考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっとしつこいようで悪いのだけれども、この 4 号予算が全部通ることによって、東日本台風のときに、去年の 10 月か、台風のときに避難した人は 1,275 人だから、この予算が通ると、1,275 人は、鹿沼では、避難が受け付けられるのですよという意味でよろしいのですかということを知っているのですけれども。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課、課長補佐の高久です。

1,275 人、こちらのほうの予算が通れば、受入れ可能ということで、ご理解いただいて結構でございます。

以上で説明を終わります。

○鰐原委員 わかりました。

○大貫委員長 いいですか。

ほかに質疑ございますか。大島委員。

○大島委員 6 ページの行政ネットワーク管理費のウェブ会議のカメラについて、もう少し詳しく教えてもらいたいのですけれども、台数とか、配置する場所とかですね、どのような状況のときに、ウェブ会議を開催するのか、教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課の大貫です。

ウェブカメラのほうですけれども、予算案では、カメラを 69 台、それから、高性能マイク付きスピーカーを 40 個、あとマイクなしのスピーカーを 20 個ということで、予算を計上いたしました。

利用目的として、庁内の会議ですとか、または関係団体、業者との打ち合わせ、それから、オンライン移住相談、あるいはビジネスマッチングなどに使用していただけるものと思います。

これらは、各担当それぞれで準備してもいいものかもしれないのですけれども、まとめて購入して、ちょっとでも単価を下げ、各部で使っていただければということで、予算を計上いたしました。

先立って、各部に「どういうところで使う予定がありますか」ということで確認しています。

こちらでは、やっぱり団体との打ち合わせ、それから、業者との打ち合わせ、そういったことで使いたいというような話が多くきています。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 大島委員。

○大島委員 コロナ関係で、国・県から予算がきているのだと思うのですけれども、実効性について疑問があるわけですよ。

情報センターと加蘇コミセンで、ウェブ会議をデモンストレーションでやった記憶があるのですけれども、多分、その後は1回もやってないのではないかと思うのですけれども、果たしてこれだけの装備を備えて、今後、その実効性のある活用ができるのかどうか、どのように考えてますか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの大島委員のご質問なのですが、現状でいきますと、例えば、我々は、今現在、総合計画を策定しているところなのですが、業者さんは東京なのですね。

それで、この前は、私、庁舎でしたので、これも東京です。

そうしたときに、東京から来ていただくというのが、大変、お互いに大変気を使います。

それで、今現在、総合計画をつくっている中で、実際に来ていただきますけれども、

それ以上にネットを通してやりとりを今図っています。

それが、今度は、画像を通してできるということで、様々な使い勝手があるかと。

それから、新聞報道を毎日チェックするのですが、例えば、先ほど大貫課長から話がありましたように、これから移住定住政策を進めていくに当たっても、移住希望者がこちらに来ていただくというのがベストなのですが、それよりも、魅力発信を映像を通して、まず相手さんに流すと、その上で、知っていただいて、来ていただくと、そのような、様々な使い勝手があるかなと思っています。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

○大島委員 了解です。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 これ、私、もう 70 過ぎていると弱いですよ。この部分。遠隔地の画面が映って、自分も遠隔地に映って会議やるというよね。

だけれども、そういうソフト面の研修、例えば、議会でも今後必要になるのではないかと思うのですよね。

そうすると、これは、60 何台買うのは、議会への割り当てはないのだと思うのですけれども、そういう研修みたいなものを、企画しているのかどうか、機械だけ買って、わからないので、その辺のところ、ご説明願えればと思う。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。大貫情報政策課長。

○大貫情報政策課長 情報政策課の大貫です。

今回の調査では、確かに議会事務局のほうからは、特に必要性は感じてないようで、お配りしていないのですが、この 60 体の中には貸し出しできるようにという分も考えておりますので、例えば、この部屋と議場とで、という使い方もできるかなとは考えております。

それで、研修のほうも、統一されたカメラ、スピーカーとかになりますので、基本的な操作の研修とかは行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ぜひ研修の折には、議会のほうへも声かけていただければと思います。

それと、8 ページの緊急救助費の消毒機械かな、これ、ちょっとどんなふうに消毒するのだから、ご説明願えればと思います。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 ご質問にお答えいたします。

コロナ感染症疑いの患者を搬送した後、今回購入するという予定の資器材ですけれども、オゾン水の発生装置と、オゾンガスの発生装置になります。

それで、オゾンガス発生装置は、各署々におきまして、合計 4 台、オゾン水発生装置は本署に 1 台を置く予定となっております。

それで、オゾン水発生装置のほうですけれども、これは帰ってきたばかりの隊員や車内、あとはそれを洗浄したり、あと衣服を加熱をしたオゾン水につけておいたりできるもので、そこは人体のためにも有害ではないので、顔を洗ったり、うがいもできるもの

となっております。

オゾンガス発生装置のほうは、高濃度ではないのですけれども、通常時は部屋に置いておいて、出動のときに持っていくことのできるポータブルなものとなっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 この機械、大きさといえば、どのくらいの大きさになるのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。渡邊警防救急課長。

○渡邊警防救急課長 ご質問にお答えします。

オゾンガス発生装置のほうですけれども、高さが 180 ミリの幅が 200 ミリで、18 センチの 20 センチくらいのもので 4 台と、オゾン水の発生装置のほうですけれども、大きさですが、30 センチの 20 センチで、奥行きが 35 センチとなっております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 はい。

○鰐原委員 わかりました。ありがとうございます。

○大貫委員長 よろしいですか。

○鰐原委員 はい。

○大貫委員長 ほかにご質疑ございますか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいでしょうか。

(「はい、いいです」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 81 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前 11 時 35 分)